



第4号様式

流ま第5号
令和5年4月7日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
まちづくり推進部まちづくり推進課	意見	請書の受領に際し、仕様書が未添付であるなどの事案があった。仕様書の添付を求めるよう課内周知されたい。	請書を受領した際に複数人での確認を行い、仕様書等の未添付がないよう、再発防止に努めます。
まちづくり推進部建築住宅課	意見	切手受払簿について、受払簿の記載内容と保管実態にそごが生じていた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。	切手購入時、使用時の受払簿の記載を徹底し、複数人での確認を行うとともに、毎月末に残数を確認し、再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。